

## 広報かすみがうら広告掲載募集要項

(趣旨)

第1条 この訓令は、かすみがうら市広報誌発行規則（平成17年かすみがうら市規則第16号）及びかすみがうら市広告掲載要綱（平成19年かすみがうら市訓令第44号）に基づき、市が毎月発行する「広報かすみがうら」及び「広報かすみがうらお知らせ版」（以下「市広報」）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (8) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (12) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

- (13) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (14) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市広報に掲載する広告として適当でないと市長公室長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、表紙と最終ページを除く4ページ以内とし、各ページの最下段とする。

(広告掲載の方法)

第4条 広告掲載の順位は、受付順とする。

(広告掲載の割付)

第5条 掲載する広告の割付については、市長公室長が決定する。

(広告の規格及び広告掲載料)

第6条 広告の規格及び広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

規 格	広告掲載料（1回当たり）
全枠（タテ45mm×ヨコ177mm）	20,000円
半枠（タテ45mm×ヨコ86mm）	10,000円

(広告掲載の資格)

第7条 広告を掲載できる者は、市税等の滞納がないものであり、かつ、市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者（市内に出店を予定するものを含む。）とする。

(掲載の申込み及び決定等)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報かすみから広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、掲載希望号発行日の50日前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 掲載の申込みは、最大1年間まで連続して掲載できるものとするが、年度を越えてすることはできない。なお、翌年度分の掲載申請書の受け付けは、当該年度の1月10日に開始する。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに広告審査委員会に付議して掲載の可否を決定し、広報かすみがうら広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。ただし、同一業者が同一媒体に同一内容で再び掲載を希望する際には、審査会の開催を省略して掲載の決定をすることができるものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を一括納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、広告掲載料の全額を還付するものとする。

（広告掲載者の責任）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告掲載者が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

（1）広告掲載者が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

（2）広告掲載内容に虚偽があったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月12日から適用する。

平成26年6月30日 一部改正

平成27年4月 9日 一部改正

平成29年3月29日 一部改正

様式第1号(第8条関係)

広報かすみがうら広告掲載申込書

平成 年 月 日

かすみがうら市長

郵便番号

住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

広報かすみがうら（掲載を希望する号の下欄に、◎または○をつけてください。）

年4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
10月号	11月号	12月号	年1月号	2月号	3月号

◎印：全枠、 ○印：半枠

広報かすみがうらお知らせ版（掲載を希望する号の下欄に、◎または○をつけてください。）

年4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
10月号	11月号	12月号	年1月号	2月号	3月号

◎印：全枠、 ○印：半枠

様式第2号(第8条関係)

広報かすみがうら広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

(1) 広報かすみがうら 年 月号から 年 月号及び広報かすみがうらお知らせ  
版 年 月号の広告掲載料は 円になります。

(2) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から10日以内に市指定金融機関に納入すること。

(3) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知書を変更し、又は解除することができる。

ア 広報誌の発行上重要な変更が生じたとき。

イ 広報誌の編集上重要な支障が生じたとき。

ウ 広告掲載内容に虚偽があったとき

(4) (3)による決定通知の変更又は解除の結果、広告掲載者に損害が生じても市は賠償の責任を負いません。

(5) 広告後のその記事に関するトラブル等について、市は一切責任を負いません。

2 掲載しない

理由